

柔道伝來說小考

小野勝敏

はじめに

柔道は国技といわれている。換言すれば、日本に柔道の起源が存するということである。

周知のごとく、嘉納治五郎は、柔術の諸流派のうち主に天神真楊流と起倒流を学び、明治15(1882)年に講道館柔道¹⁾を創始した。この嘉納によって創られた柔道は、彼が古き伝統文化の一つである柔術に価値を見だし、これに科学性と合理性を付与し、人間教育の領域にまで浮揚せしめ、それを集大成したものであった²⁾。

国際柔道連盟の法規の第1条2項には、「国際柔道連盟は非政治的であり、民族および宗教の差別をしない。柔道を嘉納治五郎によって創られたものとみなす³⁾とある。この定義は、今日、オリンピックおよび世界選手権大会など世界の各地でなされている柔道が、嘉納によって創始された柔道を基としているということを意味しているのである。すなわち、近代柔道の祖は、嘉納といえるのである。

このことは、国際柔道連盟のみならず、韓国においても「柔道は、嘉納によりスポーツ化され、近代柔道となったが、それを逆輸入(역수입)したのは1909年という⁴⁾とあるから、何も問題はなからう。

ところが、国内の近世の史料などには、柔道の起源を国外・外国人に求めているものがある。また、上記の引用文中にある逆輸入たる文言は、1909

(明治42)年より以前に、柔道が韓国・韓半島から日本への紹介がなされてこそ初めて使われうる言葉なのである。すなわち、1909年以前における日本の柔道は、韓国から日本へもたらされたものであるということを意味しているのである。このことは、韓国にも柔道あるいは柔道的な格闘技の起源があるということになり、国技柔道説が危うくなる。

そこで、本稿ではまず、本邦の柔術の起源について多くの先達に学び、つぎに柔術の渡来説ならびに韓国柔道起源説について概観していく。この概観の過程で、国技柔道について考えていくことになる。

まずは、柔術の起源から、ざっとながめていこう。

1 柔術の起源

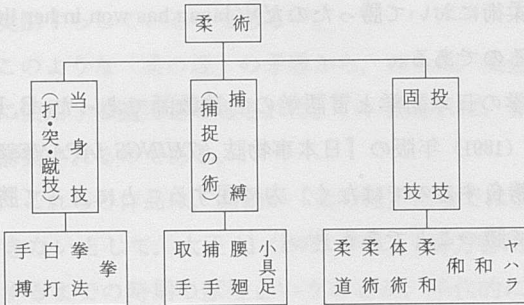
(1) 柔術とは

柔術とは、広義では、「無手あるいは短い武器をもって、無手あるいは武器をもっている敵を攻撃し、または防御する術である」⁵⁾といえる。狭義の解釈では、「投げる、抑える、組み伏せる、首を絞める、関節をひしぎ折る、打つ、蹴る、突く、切る、捕縛するなどの技で相手を制する術」といえよう。これらの個々の技術は、時代により流派によって、(1)ヤハラ、和、侘、柔和、体術、柔術、柔道、(2)小具足、腰廻、捕手、取手、(3)拳、拳法、白打、手搏などと呼ばれ、それらの総称が柔術という名称であった。この柔術を技術の特徴によって分類したものが図1である。

この図をまとめてみると、一つは、ヤハラなどの相手を投げる技、二つは、抑えたり、絞めたり、関節をとる、固めたりする技、三つは、小具足などの搦める技・捕捉する技、四つは、拳などの手脚で打ったり、突いたり、蹴ったり、切ったりする技に分けることができる。

このように柔術の技術についての概念は広く、これを一つにまとめること

図1 柔術の技術分類



はたいへん困難であるが、あえて一つに集約するならば、格闘技としての技術的要素を色濃くもっているものといえよう。

ここで少し、柔術についてどのような定義づけがなされているかを、明治期における外国人の書いた作品をよりどころとして考えてみる。

明治 21 (1888) 年に T. リンゼーと嘉納治五郎は「柔術 (Jiujutsu)」なる論文を日本アジア協会紀要に発表した。

「柔術という語を自由に訳せば、従順さと柔軟さにより勝利をうる術である。柔術の主な原理は、力をもって力に対するのではなく、力に逆らわずに勝利をうることである」⁶⁾

とある。

明治 25 (1892) 年の夏、L. ハーンは京都、奈良を経て隠岐に旅行をした際、その見聞の心覚えすなわち「作家の手帳」のなかで、

「日本人の国民性は柔術のようなもので、相手の力に逆らわず、それを利用して勝利をうるようなものだ」⁷⁾

と述べている。

この頃の日本は、清国と朝鮮での権益を争っていた時期であり、日清戦争の少し前に書かれたエッセイであるということを念頭におくと、意味深長な文章となろう。

さらに、L. ハーンは、明治 27 (1894) 年の日清戦争において、日本が勝利を得たのは、柔術において勝ったのだ⁸⁾(Japan has won in her jiu-jutsu.) とまで言い切っているのである。

東京帝国大学の日本語学と言語学の名誉教師であった B. H. チェンパレンは、明治 24 (1891) 年版の『日本事物誌 (THINGS JAPANESE)』のなかで、「力と力で勝負するのではなく、力に屈することによって勝つ、つまり柔軟性によって勝つことである」⁹⁾という。

L. ハーンの『東の国から (Out of the East)』に収録されている「柔術 (Jiu-jutsu)」には、

「柔術の師範は自分の力に決して頼らないという事実だ。そういう達人は、最大の危機にのぞんでも自分の力をほとんど使わない。それでは、何を使うのかというと、相手の力を使うのである。敵の力こそ、敵を打ち倒す唯一の手段なのだ。つまり、柔術が諸君に教えることは、勝利をうるには必ず相手の力にのみたよれということだ。(中略) 柔術という名称そのものが、身を捨てて勝つという意味なのである」¹⁰⁾とある。

以上にみられる柔術の原理を要約すると、「柔術とは、相手の力に逆らわず、その力を利用して勝利をうる術である」といえる。この原理のことを、現代柔道では「柔の理」と定義している。

「柔の理」は、柔道の投技および当身技など相手が攻撃してくる場合には応用できるけれども、固技などのように、相手が動かないときとか、後から抱き締められたときなどの場合は、たいへん解釈が困難となる。たとえば、抑え込技のとき、相手の作用に逆らわないならば、ますます完全に抑えられ、制されることになるし、また、絞技においても、同様に、ますます首が絞められ仮死状態になるからだ。

しかし、実際の柔道は、このように窮屈で受動的な形式にとらわれたもの

でなく、攻撃に適する場合には積極的に攻撃をするものである。むしろ、攻撃することを奨励すらしているのである¹¹⁾。

それゆえ、このような「柔の理」の矛盾から、のちに、柔道とは、心身の力を最も有効に使用する道であるとされた。いい換えれば、柔道の精力最善活用の原理が構築されるのである。

したがって、これらの作品は、嘉納が「柔の理」だけでは柔道のすべての原理を実証できないとして、大正 11 (1922) 年に、「精力善用」という原理を新たに構築するまでの時期の原理ということが、年代的にも理解できよう。そのうえ、柔道のいくつもある技術のうちの投げ技を中心にして見聞し学んだことを作品のなかにとりあげたものとみなさねばならないであろう。しかし、もうこれ以上、この「柔の理」について触れないことにする。ただここでは、柔道の諸原理のうちの「柔の理」についての説明と解釈についてのみ明らかにしたかっただけである。ただし、この原理はのちに、少し関連をもつ。

少し横道に逸れてしまった。本題に戻ろう。

それではつぎに、柔術の技術形態である格闘技について、歴史的に概観し、柔術の芽生えと確立について考察していこう。

(2) 力くらべ

『古事記』には、建御雷神と建御名方神が出雲国伊那佐の小浜で「力くらべ」をした「御雷神が御名方神の手を取り、若草を取るごとくつかみつぶして、ほうり投げたので、御名方神は信濃国の諏訪湖まで逃げ、降参した¹²⁾という神話がある。この神代の物語は、もちろん歴史上の確たる事実ではなく、神話伝説の域を脱するものではない。ただ、物語のなかにある、「互いに手を取りあい、投げあう」力くらべをすることが古くから行なわれていたから、神代の話のなかにも、そのような手法で優劣を競う描写がなされたものとみなさねばならないだろう。

『日本書紀』の垂仁天皇の七年七月七日の条に、野見宿禰と当麻蹶速とが「力くらべ」をし、野見は当麻のために脇骨と腰を踏み折られて、たちどころに絶命したことが記されている。

「二人相對立。各拳足相蹶。則蹶折当麻蹶速之脇骨。亦蹈折其腰而殺之。」¹³⁾

相撲道では、普通、この「力くらべ」を相撲の起源¹⁴⁾としているが、柔術では、これを起源とすることができない。なぜなら、この「力くらべ」は、それほどはっきりした相撲の形態を備えていないし、またそこには、術としての表現もない。ただあるのは、肉体的な力くらべとしての表現にとどまっているといえるからである。

それゆえ、『古事記』や『日本書紀』の「力くらべ」についての内容からは、柔術の萌芽を読みとることは難しいといえよう。

(3) 相撲節会

相撲については、建長2(1254)年に成立した説話集『古今著聞集』巻十、相撲強力第十五に、「相撲は最手・占手、或いは左、或いは右、皆強力の致すところなりといえども、また取手の相遮る事あるにや。昔は禁中にてその節をおこなわれ、諸国に強力のものを尋ね召されけれ。安元より以来絶えて、その名のみ聞く、口惜しき事なり。」¹⁵⁾とある。

この節は、相撲節会のことであり、天皇が宮廷において相撲を天覧し、あわせて舞楽などを貴族や臣下とともに観覧する大規模な儀式といえる。この儀式は、相撲節会にことよせて、全国から強兵を募集したり、国庫の守護、皇居の守衛、国防の防人として地方へ派遣することなどを目的とした武人育成的な側面もあった。しかし、時代の変遷により、その根本の意義を失い、しだいに華麗な宴会用の娯楽的儀式となってくるのである。

平安時代から鎌倉時代を迎えると、武士の間では、戦場における組討の練磨に、また日常の心身の鍛練に相撲が奨励され、実戦用の武術になってくる

のである。

(4) 戦場の組討

『源平盛衰記』の小坪の合戦に、畠山重忠の部下綴太郎と和田小次郎の組討の話が掲載されている。

「綴太郎は大力なる上、太く高き男にて、和田小次郎が勢の小さき、かさにかかりて押付けて討たんとしけれ。和田は細く早かりければ、下をくぐりて綴を打倒して討たんと思へり。勢の大小はありけれども、力はいづれも劣らず、相撲は共に上手なり。綴は和田が鎧の表帯を引寄せて、内搦みに懸けつめて（中略）和田綴に骨ををらせて、其の後勝負と思ひければ、腰に付けてぞ廻りける。綴内搦みをさしはずし、大渡しに渡して驛ねけれども、小次郎はたらかず、大渡しを曳直し、外搦みに懸け、落にむけて十四五度、曳々と推せども推せどもまるばざりけり。」¹⁶⁾

この物語の意味は、相撲以外のすべてに劣っていた非力の和田が、綴の大力を利用して、勝負を決したことがうかがわれる。真に、さきにした柔の理の応用である。それに、今日の相撲とか柔道における内掛け、外掛けなる足技を使用したこともわかるのである。

また、上記のような組討となる前に、和田が綴に対して、

「恥ある敵を遠矢に射る事なし、寄って組み、腰の刀にて勝負せよ」¹⁷⁾

これに答えて、綴は、

「弓箭をば抛げ棄て、歩ませよせ、推並べて引組んで、馬より下へどうと落つ」¹⁸⁾

なる描写がある。

この描写にみられるように、この頃の戦闘は、相手方より組討を望まれた場合または、弓矢の戦いが過ぎて白兵戦に移ったときは、まず槍太刀をもって渡りあつての勝負をなすが、決しないときとか、槍太刀が折れたときは組討となる。最後は、小刀でもって敵の首をかき落すのを組討の常としたよう

である¹⁹⁾。

このように鎌倉時代の戦闘には、組討が行なわれていたことがわかるのである。実は、この組討より柔術が発生・発展をするのであるが、もうすでにみたように当時は、戦場で白兵戦となり一騎打となるや、馬や弓矢などの武器を捨てて、互いに組みあって、勝負を決するのが通常の戦闘方式であった。

この文中にあるように、相手に「骨ををらせて、其の後勝負と思ひければ」と思ったのは、和田が綴の疲労をまってこれを倒し、勝負を決しようとしたもので、すでに上述した柔術の一つの原理となる「柔能制剛、弱能制強」の理——すなわち、「柔の理」を描写したものといえよう²⁰⁾。

一般的には、戦場での組討は、強なる者が非力の者に打ち勝つはずであるが、ここに力や体格に劣る者が、大力の者を組み伏せる術の工夫が生じるのである。これが柔術の芽生えといえるのである。

こののち、戦場での組討の術に創意工夫が加えられ、取手・捕縛などの相手を組み伏せたり、^{ヒキ}拉いだりする術が生起してくるのである。

すなわち、小具足のことである。

『本朝武芸小伝』巻の九・小具足捕縛の項に、

「小具足捕縛者其伝来久也、専以小具足鳴世者竹内也、今謂之腰廻。

竹内中務大夫者、作州津山城下波賀村人而小具足之達人也、今謂之竹内流腰廻、其末流在諸州、伝書曰天文元壬辰年六月二十四日、修験者勿然而来竹内館教捕縛五而去不知其所帰竹内常祈阿太古神篤憶彼修験者阿太古之神乎（下略）」²¹⁾

とある。

このように、小具足は別名腰廻ともいわれ、小刀でもって相手を捕縛・とり拉ぐ術といえる。竹内流祖・竹内中務大夫久盛は、この小具足の秘伝を神より授けられたとある。しかしこのことで、この史料を一笑のもとに一蹴することはできない。ここでは、小具足の祖である竹内が神を信じ、祈願することによって、新しい捕縛の術を感得し完成したと考えるべきだと思ふから

である。

なぜなら、時代は少し下るけれども、17世紀の中頃の竹内流の「誓紙」、
「神文」、²²⁾「起請文」においても、この種の文面——神への祈願がみられる
からだ。たとえば、門弟が師匠にたいして、竹内流の技術を、たとえ親兄弟
であっても見せたり話したりすることが絶対でないことを、日本国中の神々
に誓ったものを、熊野山の「牛王宝印」の印のある用紙に書いた誓約文が散
見されるからである。

以上のように、天文元（1533）年に竹内久盛によって創始された小具足は、
江戸時代の柔術諸流の源流となっていくのである。すなわち、柔術が突然、
江戸期に創始されるのではなく、中世から近世の初期にかけてなされていた
戦場での組討および小具足・腰廻を源とし、これに創意工夫が加えられての
ち、柔術の成立をみたとの考えかたをしなければならないのである。

2 柔術の始祖・陳元賛説

渡来人・陳元賛が日本柔術の始祖たる説が江戸期の史料にみられる。この
うち、ここでは四つの史料を紹介し、その信憑性について検討する。

嘉納治五郎は、日本柔道の陳からの影響について、

「拳法トカ白打トカ申スモノハ当時ノ支那ノ書物ニ就テ見マスルニ唯蹴ル
コトト突クコトトヲ専ラトスルノ術デシテ決シテ日本ノ柔術ノ如ク高尚ナ
ル点ニ進ダモノトハ思ハレマセヌ。其レ故仮ニ陳元賛ハ拳法ヲ教ヘタト
致シマシテモ後世我輩ガ貴重スル所ノ本真ノ柔術ハ日本人ノ工夫ニ因テ成
ルッタモノト申サネバナリマセヌ」²³⁾

と述べ否定している。しかし、陳が国正寺で3人の浪人に拳法の伝授をした
ことについては、必ずしも否定していない。本当に、陳の日本柔道史への影
響はないのであろうか。

(1) 正徳4（1714）年、日夏弥助繁高は『本朝武芸小伝』を著わした。こ

の巻十の拳の項に、

「拳法秘書曰今世に所謂柔術是也武備志²⁴⁾に是を拳といふ古是を手搏と云日本に始る事は近世陳元賛と云もの我国に來り居て江戸浅府の国正寺に寓す又浪人に福野七郎右衛門磯貝次郎左衛門三浦与次右衛門といふものおなしく彼寺に寓居して衆寮に有しか元賛かたりて大明に人をとらふる術あり我其術をしらすといへとも能其技をみつると云右三人の士其術を聞きつから其技を工夫し出して後能其事に熟せり凡柔のおこりは右三人より伝りて諸方にあまねし(下略)」²⁵⁾

とある。

(2) 『尾張名所図会』には、

「元賛江戸麻布の国正寺に寓する時福野七郎右衛門磯貝次郎左衛門三浦与次右衛門といふ三人の浪人ありて同じく彼寺に寄寓せしが元賛これに語れるは明朝に人を捕る術あり我其技をみるにしかじかといふ三人終に工夫を凝して其術を得たり是即起倒流の柔術なり」²⁶⁾

と記されている。

(3) 『本朝世事談綺』は、つぎのようにいう。

「近世大明の陳元賛といふもの本朝に來り江戸麻布国正寺に寓その頃磯貝次郎左衛門三浦与次右衛門福野七郎右衛門と云三人の者浪人してかの寺にあり元賛かたりて曰大明に人を捕ふ術ありそのなす所は知らざれどもそのありさまは覺たりと云三人の士その言葉に随ひ是を工夫しておのおの術を得たり是本朝の始也」²⁷⁾

(4) 『先哲叢談』には、つぎのような記述がある。

「元賛、拳法を善くす。当時世未だ此の技あらず。正保中、江戸城南西久保の国正寺に於て徒に教ふ。其の道を尽す者を福野七郎右衛門三浦与次右衛門磯貝次郎左衛門と為す。(下略)」²⁸⁾

以上のように、陳元賛を柔術の鼻祖とする史料を四つ紹介したけれども、はたして、この説は正しいのであろうか。

この説の可否を論ずる前に、いったい陳元賛はいかなる人物なのであろうか。まず、ここから究明していこう。

上記の『尾張名所図会』には、陳元賛について、

「元賛は明の虎林県の人なるが明季の乱をさけて日本に來り国祖君の寵遇に預り当府に住せしが寛文十一年六月九日年八十五にして死す深草の元政と方外の交を結び詩文の贈答元々唱和集あり。墓は建中寺にありて碑面に大明国武林既白山広学陳元賛寛文十一辛亥年六月九日没と見え（下略）」²⁹とある。

元賛（1587—1671年）は、明の浙江省虎林の人で、詩文、絵画、茶道、建築、書道、陶芸などにすぐれ、中国文化の伝達者として尾張徳川家の客としての待遇をうけ、寛文11（1671）年に85歳にて名古屋で死去している。墓は、尾張徳川家の菩提所たる徳興山建中寺³⁰にある。このことは、渡來人たる元賛がいかに尾張藩の厚遇をうけたかということだけでなく、いかに貢献したかという証左ともなろう。來日の年代および江戸に滞在した期間は、諸説紛々としており明確でない。しかし、小松原壽³¹によれば、元賛の渡來は、鎖国前の元和5（1619）年のことであり、のち寛永2（1625）年4月上旬に江戸へ出、国正寺に逗留したのは、同年4月より寛永4（1627）年9月までの足かけ3年の期間であった。

元賛が江戸に滞在していた頃の宿舎であった国正寺の文書には、彼が江戸に入府した年月と柔術の伝達について、つぎのように記載されている。

「大明国之僧陳元賛寛永二乙丑年四月上旬国昌寺江入來同四丁卯名月十六日ニ被致出立候尤逗留中長州辺之浪人三浦与右衛門磯貝次郎右衛門福野七郎右衛門此三人江柔術と申物を被伝候也」³²（カ点一引用者）

この時期に、元賛は、3人の浪人に「明国に人を捕縛する術がある。私はそれを習得したわけではないが、形はよく見聞きしている。よろしければ教えましょう」と拳法を伝授したのである。

明治32（1899）年に中国河南省嵩山の少林寺に入山して僧となり、拳法を

学び陳元贊の足跡を調査した中島圭祥の談によれば、「陳元贊が少林寺の山門を潜ったのは27歳のときであり、それより1年1カ月後の万暦42(1614)年に下山した」³³⁾という。

このように、元贊の少林寺滞在の期間は短かったが、そこで拳法の修業をしたことは明らかとなろう。すなわち、拳法については素人ではなく、たとえ初心者程度であったとしても、それなりの技術を心得ていたと考えられる。それに、陳が3人の浪人に拳法を伝授したときの齢は39歳ぐらいと推察されるので、技術のみならず、体力的にも支障はないだろう。

以上のことをふまえ、つぎに、柔術の始祖・陳元贊説に、三つの観点より考察し、その信憑性にせまってみる。

第一は、その手始めに、陳元贊を柔術の始祖とみなしていない史料をみてみよう。

正徳5(1715)年に編まれた井沢長秀の著なる『武士訓・三』には、つぎのように述べられている。

「士たらんものは、分限相応の人馬をもち、武具をたくはえ、軍学をきはめ、武術をならふべし。弓馬・劍術・抜刀・鎗・鳥銃・柔術等なり。(中略)又中華の書に拳法手搏とあるを、俗間やわらと訓は大に非なり。拳法手搏は中華より出、今世にいふ捕縛なり。」³⁴⁾

この『武士訓』によれば、『本朝武芸小伝』に記載されている元贊の拳法は、あくまで捕縛の術であり、柔術とは明確な区別をしなければならないということになる。確かに、「捕縛なり」とあるので、小具足などの人を捕縛する術を教えたように思えるが、ここでは、元贊が拳法によって、すなわち突き、打ち、蹴ることによって相手を捕縛する方法を教えたと解釈しなければならないだろう。

すでにみた3人の浪士は、元贊より教えをうけたのち、この拳法に創意工夫を加えて、三浦与次右衛門は三浦流柔術を、磯貝次郎左衛門は磯貝流を、福野七郎右衛門は起倒流を創始し、それぞれ各流派の始祖となるのである。

とくに、福野の起倒流の末裔に講道館柔道を創設した嘉納治五郎が輩出するのである³⁵⁾。

また、『嬉遊笑覧』では、つぎのようにいう。

「〔和事始〕などに柔術ハ陳元贊より始るといへるハ妄なり元贊がここに來りし万治二年より武蔵が没にし正保二年ハ十五年ばかりも先なり慶長頃とりでいあひはやるとりでハ即やはら也いあひハ今のごとく太刀抜わざをいふ」³⁶⁾

この史料では、陳元贊は万治2（1659）年³⁷⁾に來日したが、宮本武蔵は、それよりも15年前の正保2（1645）年に没しているという。武蔵は、周知のように、剣道史上たぐいまれな才能をもった剣豪として、また優れた彫刻や絵画を残した芸術家として有名である。この当時の剣術家は、ただ剣術の修行のみならず、いろいろな武術の修練を合わせ積んだようだ。

この修行について、もう少し詳しくみると、

「本朝（足利時代一引用者）より徳川初期に亘る武術が全く分離して教授せられしにあらず、刀術と槍術とは勿論居合柔術のごときも同一教師によりて教授せられたること甚だ多し、換言すれば当時の剣道教授には槍術居合及柔術の技も併せ教へたるものなり。（中略）武蔵流剣道にも附属の柔道あり、新陰流刀法にも古くは柔道附属せしものと見え、久留米の加藤田家にては三代目の師範の時同流に附属せし柔道は剣道より分離独立して他家に伝はり維新に及べりと云ふ。」³⁸⁾

また、『兵術要訓』には、

「武士の学バズしてナラヌモノ、四ツアリ。昔ヨリ弓馬劍槍ト申伝ヘタレドモ、先第一劍術、第二鎗術、第三体術、第四馬術此四術ハ武士の職分、不知シテハナラザル事ナリ。」³⁹⁾

とある。

以上のように、足利時代より江戸期にかけての武士は、剣のみならず、槍、弓、馬術の他に体術をも同時に学ぶことが通常の嗜みになっていたこと

が理解できよう。また、武蔵は、陳の来朝前の武術家であることがわかるし、剣のみならず、捕縛などの体術を合わせて学んだことが十分に考えられるのである。それゆえ、『嬉遊笑覧』にいう、柔術の始まりは陳元賛なりという説は「妄なり」との記述は、それなりの真実味がうかがわれるのである。

いま嘉納の柔道の技術体系は、投げ技と固技と当身技の3系統より構成されている。このうち、当身技は今日では、危険性もあり、試合とか平常の練習時には使われず、ただ形でのみ練習されるものとなっている。この形は、極の形といわれており、大きく分けると突技、打技、蹴技、切技などより成立している。この当身技（極の形）は、陳元賛の拳法的な要素を多分に含んでいるものである。この拳法について、嘉納は、「唯蹴ルコトト突クコトヲ専ラトスルノ術デシテ（下略）」⁴⁰と述べている。このことと、嘉納が、元賛の指導をうけた福野が創始した柔術の一流派たる起倒流を学んだことを重ねあわすならば、元賛の拳法がなんらかの意味で嘉納の柔道に、いい換えれば、現代柔道に影響を及ぼしていると考えなければならないであろう。

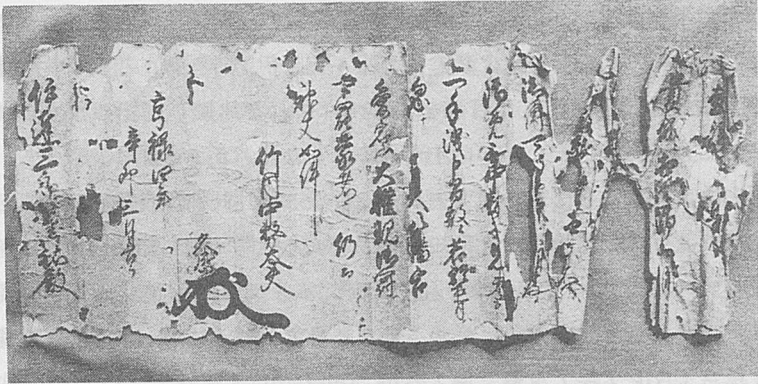
第二は、陳元賛は、寛永2年から2年数カ月間、江戸の国正寺に寄寓したが、このとき3人の浪人に拳法を伝授した。このことについては、すでに述べた。そのうち、柔術が諸方にあまねく広まったことにより、元賛始祖説が浮上するのである。

それゆえここでは、元賛の国正寺滞在時より以前または同時代における本邦の柔術諸流派の成立状況を見ることにする。

すでに何度も引用した『本朝武芸小伝』の巻九に、竹内中務大夫久盛が捕縛の術である小具足・腰廻を創始したのは、天文元（1532）年のことであった。元賛が江戸に入府するより90年余も前のことである。

この竹内久盛が、享禄4（1531）年3月吉日に伊達三郎某に差し出した署名と花押のある起請神文⁴¹がある（図2参照）。この起請神文は、傷みが激しくて読解がたいへん困難であるが、およそつぎのように読みとれる。

図2 享禄4年の起請神文



御伝可
御免無申親子兄弟も
一手洩申間敷候若於相背ハ
忽テ 〇八幡宮
愛宕山大権現御罰
可能蒙者也 仍而
神文如件
竹内中務大夫
久盛(花押)
享禄四年
辛卯三月吉日
伊達三郎〇〇祐殿

(出所)『竹内流』日貿出版社, 昭和54年。

享禄4年は、西暦の1531年のことであり、竹内が竹内流・捕縛の術を創始する1年前のことである。この起請神文は、竹内流の流祖久盛が師たる伊達某にたいして、師命への絶対誓約を、たとえ親兄弟といえども教えないことを天地神明に誓ったもので、もし、これに違背した場合には、神々の罰をうけることの意を述べ、最後に自署して神に誓わせたもののように思われる。

もう明らかなように、この起請神文にしろ、さきの『本朝武芸小伝』巻九の竹内流小具足の創設年にしろ、陳元賛の来日および江戸に滞在する時期(1625-27年)よりも、かなり以前のできごとについて述べられたものである。したがって、元賛の江戸滞在中には、すでに竹内流は完成していたとみ

なさねばならないであろう。

さらに、寛永 19 (1642) 年に柳生十兵衛三厳は、新陰流『月の抄』なる伝書を著わした。この伝書は、新陰流の祖・上泉伊勢守秀綱、祖父柳生宗厳および父宗矩の 3 人が伝えた目録を集めて、これを比較し列記したものである⁴²⁾。この『月の抄』のなかに、つぎのような記述がある。

「和之事、是ハ七郎右衛門工夫ニヨリ目録トス、此一流良移心当和ト云。意趣ハ我体ニ剛弱骨節有ヲ不知。剛ナルモノハ偏ニ剛ト知、弱ナルモノハ偏ニ力ニ足ラス。(中略) 幾千万ノ工夫ヲメグラシテ剛ヲ父トシ弱ヲ母トス。拍子ノ味ヲ以テカノ出デザル処ヲ掌悟テ、縦ハ枯木ハ風ニ痛ミ、揚柳ノ風ニモマレテ浮ナル事、是ヲ不知。(中略)

元和八年三月吉日 (下略)」⁴³⁾

この伝書は、すでにみた講道館柔道の一つの原理である「柔の理」に、言葉こそ異なっているけれども、その意味するところはたいへん類似したものと考えられるのである。文中に、「七郎右衛門の工夫により……」とあるが、この七郎右衛門は、起倒流を創始した福野七郎右衛門のことであり、陳元賛が国正寺で拳法を伝授したその人なのである。しかも、元和 8 (1622) 年には良移心当和と命名していることから、この頃のおが国では、柔術の術理もヤハラという名称もすでに存在していたといえるのである。すなわち、元賛が江戸へ入府した頃 (1625 年) には、もうすでに福野の良移心当和は成っていたことになる。いい換えれば、元賛による拳法の伝授によって始めて、「和」を創意工夫したのではないということが明らかとなろう。それゆえ、国正寺での 3 人の浪人は、お互いに柔術の研鑽を積んでいたが、その研究に新たに、元賛の拳法の要素を加え、合わせて当時は、中国とか中国人を尊ぶ傾向にあったことも重なり、元賛の名を使って諸国へ柔術の宣伝をしたのではないとも考えられるのである。つまり、柔術に箔をつけたのである。

ともあれ、元賛が江戸に入府し国正寺に滞在するよりも前に、柔術(和)の術理のみならず、名称までも命名されていた事実は、元賛の柔術始祖説が

かなり後退せざるをえなくなるのである。

以上にみた流派の他に、『本朝武芸小伝』によれば、荒木無人斎の荒木流、捕縛の達人・森九左衛門、小具足の達人・夏原八太夫、水早長左衛門信正の制剛流などの流派が興ったが、この史料からは、年代が判別できない。しかし、それらの成立年代は、いずれも桃山時代から江戸初期にかけての時期と推測できよう⁴⁴⁾。また同書には、柔術の梶原源右衛門直景は「尾張大納言義直（1600—50年）に仕えた」とあるし、さきにみた『武士訓』には、「柔術は本朝にて近世紀州の関口氏よりはじまる。関口氏は古今の名人にて、日本に其名高し。」とあり、本朝におけるもう1人の柔術の祖といわれる関口弥六左衛門^{うじむね}氏心も「万治3（1660）年に紀州大納言頼宣（1602—71年）に召された」⁴⁵⁾とあることから、遅くとも17世紀の中葉期頃には、柔術が成立していたと考えられよう。この関口説は、陳元賛説が中国崇拜主義、今様にいえば西洋主義とするならば、まったく逆に国粹主義とでもいえるのであろうか。ここでは、この程度に止め、深入りはしない。

江戸期になると、さらに、渋川流、楊心流、扱心流、真之神道流、気楽流、起倒流、天神真楊流など百七十九流⁴⁶⁾に及ぶ柔術の諸流派が誕生するのである。

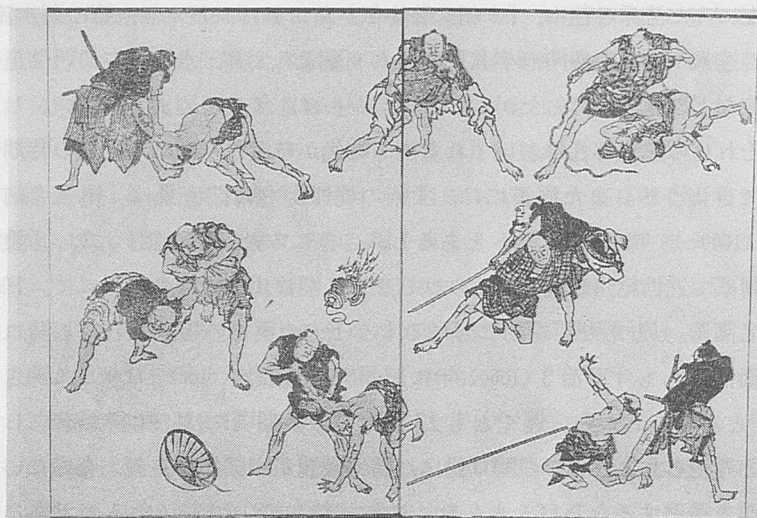
上述したように、陳元賛が国正寺で拳法を教える前に、すでに本邦には柔術が存在していたのである。なによりも人の生得的、本能的技芸である格闘技が突然変異的に発生し、それが直ちに柔術に変容していくはずがないのであり、中世より連綿として引き継がれてきた組討・小具足という格闘技の基礎があってこそ、柔術の成立がなされたと考えべきであらう。

第三は、『譚海』にもう1人の柔術の始祖・王道元説がとりあげられている。

「柔術は明暦の頃王道元と云人來りて長崎にて教しより弘たる事にて其已前やはらと云事は本朝にはしらざる事なり」⁴⁷⁾

明暦元年は、1655年である。すでにしばしば述べたように、この年代以

図3 文化11年頃の柔術



（出所）『北斎漫画』岩崎美術社，昭和62年。

前に、本邦には柔術・やはらが成立しているのである。したがって、もうこれ以上王道元説にはふれないことにする。しかしなぜ、このように、中国からの柔術伝来説が多くの史料に散見されるのであろうか。

寛永16（1639）年、徳川幕府はオランダ、中国との交易以外は交流を厳禁し、鎖国状態に入った。

当時の幕藩体制の指導原理は、儒学が中心であったこともあり、わが国の政治、社会、思想、道徳、医学などは、中国の学術に学ぶところが多くあった。

ちょうどこの頃、中国では明が滅び（1644年）清が興ったこともあり、この混乱によってわが国に渡来した僧侶や文人たちが、かの国の文物を多くもたらした⁴⁸。これらの人々は、あたかも明治維新時のお雇い外国人のごとく、当時の藩主などに高い評価を受け、尊敬をされていたはずである。そのなかでも、禅の黄檗宗を開いた隠元隆琦、水戸藩に仕えた朱舜水、医術の戴

曼公そしてこの陳元賛などが名高い⁴⁹。

このようなことも原因し、当時の儒教崇拜思想が儒教の本国である中国崇拜思想へと転化したとしても、ごく自然のできごとと考えられよう。それゆえ、柔術の起源を中国・中国人とすることが、実は柔術を軽視するものではなく、むしろその権威づけ、荘厳化させるためのものではなかったか、と考えられるのである。

現に、T.リンゼーと嘉納治五郎は、論文「柔術 (Jiujuitsu)」のなかで「中国の芸術と文明は日本人に高く尊敬されていたので、その術に威光をあたえるため、柔術は中国起源説に帰された」⁵⁰と述べている。さらに嘉納は、「当時支那人カラ聞イタトカ習ッタトカ云へバ宛モ今日西洋人カラ聞イタトカ習ッタトカ云フ様デ信用サレ易ク有ッタノデモ御坐イマシタノデセウ」⁵¹ともいう。

であるから、陳元賛説もしくは王道元説が惹起したというのである。

ともあれ、つぎに韓国柔道起源説についてみてみよう。

3 韓国柔道起源説

1985年9月、筆者は韓国の大学男子柔道部員にアンケート調査をした。このなかに「柔道の発祥国」を問う項目があった。この設問には、16大学の125名が回答をよせた。結果は、日本と記入した人数は74名(59.2%)であり、他に韓国30名(24%)、中国12名(9.6%)、白紙9名(7.2%)であった。このように、韓国では必ずしも柔道の発祥国を日本としておらず、他に韓国説、中国説を唱えるものがある。この具体的な理由については、問うていないこともあり定かでないが、10名中4名のものが、日本以外の国を柔道の発祥国すなわち起源国としていることがわかる。驚愕した。

和歌森太郎は、柔道などの格闘技は、日本のみならず、古くから世界中の民族で行なわれていたとして、

「力競べのために、二人が突きあい押しあいしたり、四つに組んで投げあったりすることは、がんらい本能的な事実としてどこにでもあったことが、歴史の経過とともに、西洋ではレスリングあるいはボクシングのような形になったり、中国では拳法になったりした。（中略）日本では、今のいわゆる相撲の型を歴史とともに作りあげ、柔術をも別に産み出すのである」⁵²⁾

と述べている。

このように、洋の東西を問わず、古代より各国で格闘技または格闘技的なスポーツが存在し、今日まで連続と伝承していたとしても、しごく当然のことであり、何も不思議なことではないのである。むしろ問題は、その格闘技が柔道的・柔術的なものなのかどうかとその学説の信憑性なのである。

それでは、韓国柔道起源説の根拠を三つ紹介し、それぞれについて検討していこう。

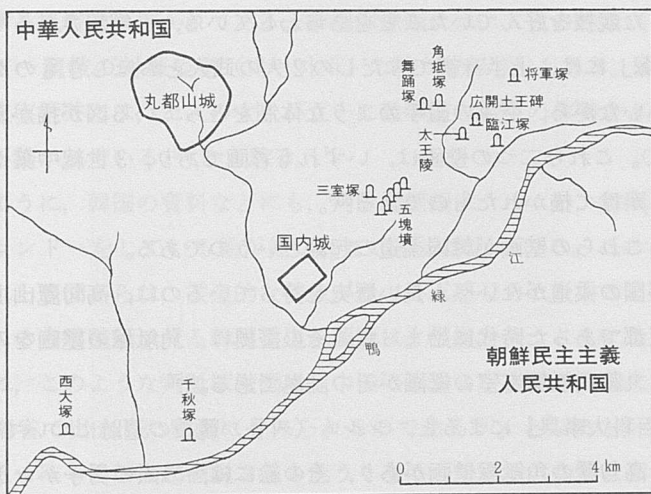
第一は、古墳との関わりである。

3世紀から5世紀にかけての朝鮮・韓半島の高句麗は、現在の中華人民共和国と朝鮮民主主義人民共和国との国境線である鴨緑江を越えた、現在の中国の吉林、遼寧両省にまたがる広大な地域を領有していた。高句麗の第10代山上王（AD 197-226）の王都は、鴨緑江の北側にある国内城であった。この王都は、現在の中国吉林省集安県通化市にある。この国内城の近くには多くの墳丘があり、そのなかに「角觥塚」と「舞踊塚」という二つの古墳がある（図4参照）。

「角觥塚」の壁画には、2人の武士らしきものが大樹の下で、相撲の右四つの形で組みあった図が描かれている。2人は、上半身が裸でまわしをつけただけの姿である。右側には、顎ひげを蓄えた1人の老人が杖によりかかりながら、2人の相撲を見ている。さらに、両者の頭上には、鳥文もある（図5参照）。

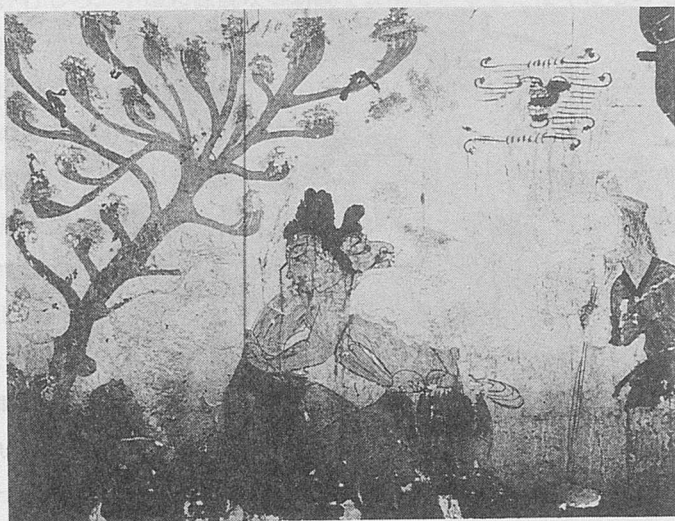
この絵の巨木⁵³⁾は信仰を、鳥文は太陽を意味しており、祭礼の日に壁画

図4 3,4世紀頃の高句麗の王都周辺の古墳群



(出所) 『朝鮮史』山川出版社, 1985年。

図5 角觥塚の壁画



(出所) 『中国古代のスポーツ』ベースボール・マガジン社, 1985年。

と同じような祭礼競技が行なわれたか、または被埋葬者が存命のときに、壁画のような競技を好んでいたことをあらわしている、と解釈される⁵⁴⁾。

「舞踊塚」には、上半身裸ではだしの2人の武人とおぼしきものが、互いに向いあいながら、空手の組手のような体制をとっている図が描かれている(図6参照)。これら二つの壁画は、いずれも彩画であり、3世紀中葉から4世紀中葉にかけて描かれたものである⁵⁵⁾。

実は、これらの壁画が韓国柔道の起源というのである。

「わが国の柔道がたいへん長い歴史を持っているのは、高句麗山上王のときに王都であった時代に始まった。その証拠は、角觥塚の壁画をみればわかる。丸都角觥塚玄室の壁画がその証拠である。」⁵⁶⁾

『体育百科大事典』によると、シルム(씨름)競技の遺跡については、「三国時代の高句麗の角觥塚壁画があり、その絵には、二人の男子がシルムをしているところが描かれている」⁵⁷⁾とある。

図6 舞踊塚の壁画



(出所) 『中国古代のスポーツ』 ベースボール・マガジン社、1985年。

テコンドー（태권도）の遺跡については、「高句麗の舞踊塚壁画にテコンドーをする風俗図が描かれてある。舞踊塚壁画には、二人の壮士（장사）がテコンドー競技の対練姿勢（대련자세）の絵がある」⁵⁸⁾とある。また、「舞踊塚の玄室天井には、二人の大人が互いに跆拳道の組手の体勢をとっているところが描かれている」⁵⁹⁾ともある。

このように、韓国の資料などにも、角觥塚壁画はシルムの、舞踊塚の壁画は、テコンドーをしている絵が描かれているとされている。このことに加え、それらの図からは、柔道的な印象がほとんど感じられないことを総合すると、この古墳壁画に見る韓国柔道起源説は、根拠を失うことになる。

さらに、このような角觥塚壁画は、中国の秦および後漢の時期に、湖北省とか湖南省で出土した壁画にもみられるのである⁶⁰⁾。となると、韓国の国技であるシルムの韓国起源説さえも危うくなるのである。なぜならば、高句麗角觥塚の建立より前に、すでに中国には、その壁画と同じ形象の絵が描かれたものがあるからである。それゆえ、ここでも韓国起源説は消滅することになる。むしろ、中国起源説なる新説を表明せざるをえなくなるのである。

第二は、韓国の武術書の記載からである。

安自山の『朝鮮武士英雄伝』には、柔道・柔術の韓国発祥について、およそつぎのような記述がなされている。

「柔術の始まりは、高麗中期に現われた。第15代肅宗王（숙종왕）の時代から百戯が盛んとなり、柔術が一種の呈才⁶¹⁾として現われ、音楽とならんでなされた。第28代忠恵王（추혜왕）のときには、ますます柔道が流行し盛んとなったので、その時は、それを手搏または拳法といった。」⁶²⁾

また、『武芸図譜通志（무예도보통지）』には、

「当時の技術に三十五の正法があつて、秘伝の散失した十法の秘法があつたという。このうち、身法、手法、脚法を主軸とした二十五の種目を基本として高度に発達したのが、現代柔道といえるだろう。」⁶³⁾

とある。

この『武芸図譜通志』は、中国の紀効新書⁶⁴⁾を基にして作られていて、李朝の第14代宣祖、第21代の英祖、第22代の正祖の命によってそれぞれ増補され完成した書である。宣祖32(1598)年には、棍棒(근봉), 長槍(장창)など六技。英祖35(1759)年になって、竹長槍(죽장창), 拳法(권법), 鋭刀(예도), 倭剣(왜검)など十二技を加え、さきの六技と合わせて十八技とした。さらに、正祖14(1790)年の時、騎槍(기창), 馬上双剣(마상쌍검), 馬上鞭棍(마상편근)などの六技を加え、全部で二十四技として完成した⁶⁵⁾。

この二十四技のうち、倭剣を除く二十三技は、すべて中国武術を基としたものである。各演武には、図や譜がつけられていて、たいへん理解がしやすいような工夫がなされている(図7参照)。

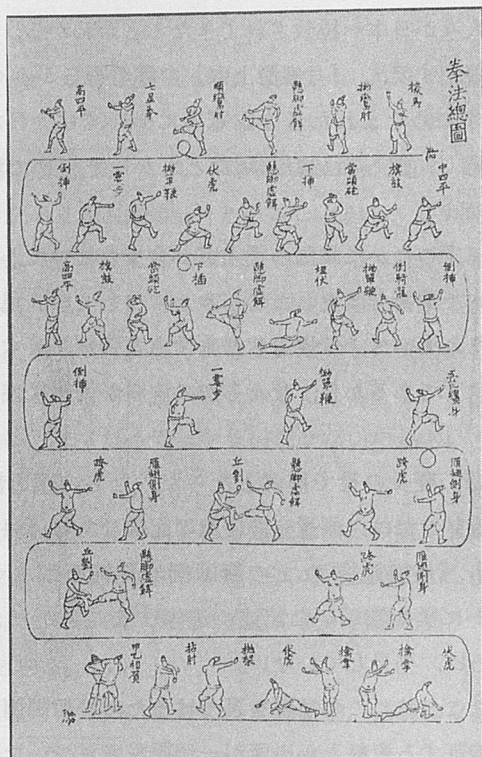
以上より、12世紀の初期頃の宮中での宴は、柔術が歌舞音曲とともに、余興の一つとして供せられたと考えられるが、「柔術は高麗の中期に始まった」とあることから、この武術(柔術)は、さきに角觥塚、舞踊塚の壁画でみたように、シルムとかテコンドーとみなされよう。また、『武芸図譜通志』の拳法図は、両者とも裸であり、拳法の組手のような構えをしていることから、柔道よりは、拳法の当身技ないしは相手を捕縛する手搏的な意味合いが濃いのではないかと考えられる。すなわち、これらの武芸書に記載されている記述は、柔道・柔術よりもむしろ、シルムとかテコンドーの起源と考えられよう。

第三は、文禄、慶長の役との関わりである。

韓国では、1592年と1597年の両度にわたって、豊臣秀吉が朝鮮・韓半島へ侵略した戦役のことを壬辰丁酉倭乱といっている。この乱のとき、韓国の柔術家が日本に拉致され、ある程度体系化された柔術を伝播したというのである。

「柔道というのは、日本が自分たち固有のものといっているが、わが国と日本の歴史的な関係をみても、壬辰倭乱の時、私たちの柔術人が日本に連

図7 武芸図譜通志の拳法図



(出所) 『국역무예도보통지』民族文化社, 1984年。

れて行かれ、ある程度体系ある柔術を伝えたということは、ほぼ間違いない事実だ」⁶⁶⁾

確かに、「この役により、日本に連行された捕虜は多く、農業労働者として使用させられたり、製陶技術の伝播を強制されたり、朱子学を伝えさせられたりした」⁶⁷⁾とあることから、当時、多くの人々が日本へ連行されたのは事実であろう。

捕虜の具体的な数字について、旧朝鮮総督府刊行の『朝鮮史』を資料とすると、秀吉軍によって捕虜にされた者は、「およそ7,500名であり、もちろ

んこの他に逃還者および日本に在住帰化した者もかなりの数に達した」⁶⁸⁾とある。相当数の人々が日本へ拉致されてきたことがわかる。捕虜では、のちに『看羊録』を著わす姜沆、『月峯海上録』の鄭希得らがよく知られている。彼らのように文才にめぐまれた者や衣冠者については、日本の儒者や僧侶などが大いに優遇し、彼ら相互の往来などもかなり自由であったようである⁶⁹⁾。

しかし、この捕虜のなかに韓国の柔術家が含まれていたかどうか、また、その柔術家が日本で柔術を伝授したかどうかについては、現在のところ不明である。もし含まれていて、伝授をしたとするならば、日本の柔術に多大の影響を及ぼしたはずであるから、なんらかの史料が両国に残っているはずである。

たとえば、文禄、慶長の役で捕虜となった人たちの幽囚記である『看羊録』、『月峯海上録』または、刷還交渉使節の記録である『海槎録』、『東槎上日録』、『扶桑録』、『東槎録』⁷⁰⁾などの韓国側の資料をじっくりと読了すれば、拉致人のなかに柔術家がいた記述に遭遇することができるかもしれない。現在のところは、発見していない。

さらに、残念なことは、この学説を裏づけるための韓国側の原資料、すなわちこのことを傍証する資料とか出所が一切記載されていないのである。それゆえ、この説は、学問的な根拠がたいへん希薄といわねばならない。事実の解明には、主観でなく、史実に基づいて客観的に論ずることが必要である。つまり、国家とか民族などの感情的な概念でもって、事実の歪曲とか恣意的な叙述をしてはならないのである。大切なのは、実際の史料を探して——**実事求是**、実際に基づいた研究をしなければならないということなのである。

今のところ、韓国柔道起源説なる学説は、韓国の一方的な論理のもとで展開されている。こんご、日本と韓国の双方で、**実事求是**を基調とした論争の開始が必要となる。その結果、そこから新たな事実が生起するであろうし、

また、そうでなくてはならないであろう。

おわりに

『天神真楊流柔術大意録』には、「北条執権の時代迄は、一流を建て、柔術と申す事も数無之事と相見得候」⁷¹⁾とあることから、足利時代になると、柔術の流派が勃興してくることになる。したがって、先述した柔術の陳元賛起源説は、時代的にみて、ここでも完全に崩壊するのである。すなわち、元賛の来日以前には、もうすでに国内には柔術ないしは柔術的な格闘技の発生・実践がみられることはすでに述べたとおりである。しかし、元賛の拳法はわが国の柔道史上に、まったく価値を見いだせないのかということ必ずしもそうとはいえないのである。

『講道館柔道』には、「日本の柔術の起源を中国の陳元賛から伝えられたという説である。これは徳川時代の二、三の著名な随筆にも誌され、一部の人々には盲信されているが、現在ではその説が明瞭な誤りであることが立証されている」⁷²⁾とある。

もうすでに述べたように、このような独断的、俗説的な見方は、日本柔道発達史の本質をしっかりと捉えていないといえよう。

たとえ当時、儒教崇拝思想があったにせよ、江戸期の柔術への陳元賛の拳法・当身の影響をまったく無視することはできないのである。こんご、正当なる評価をあたえねばならない。

韓国柔道起源説については、韓国の高校の教科書に、「柔道は、わが国を始めとして、中国、日本にて伝承された柔術と拳法を整理し体系化した東洋の武芸である」⁷³⁾とあることから、韓国では、普遍的な考えになっているのであろう。

今回の紹介と批判は、史料の蒐集が不十分でしかも孫引きに多く頼った段階での一試論にすぎないけれども、この小論を通じて、こんご国内そして日

韓での論争の始まりとなれば望外のよろこびである。いずれ原本にあたり、本格的な論究をしてみたい。

끝으로 금년 9월부터 개최되는 88 서울올림픽의 성공을 진심으로
기원하면서 이소론를 마치겠습니다。

(1988.7.3)

〔注〕

- 1) 松平定信の自伝書である『宇下人言』が執筆されたのは、文化13(1816)年頃
のようであるが、このなかに、「明の年・天明二(1782年一引用者)。春より口中
はれみちて飲食も通ぜず。(中略)このいたずき正月十一日よりおこりて八月比ま
でなやみたり。このとし八月の比にか有けん、鈴木清兵衛邦教にたよりて起倒流の
柔道をまなぶ。」とある。
- 2) このように、柔道なる名称は、明治15年に嘉納によって初めて作られた造語で
はなく、すでに18世紀末頃より本邦では呼称されていたといえるのである。
- 3) 拙稿「明治中期の柔術論」、『岐阜経済大学論集』第17巻第2号、1983年6月、
131頁参照。
- 4) *Handbook of the International Judo Federation*, 1986, p. 31.
- 5) 大韓体育会『体育百科大辞典』芸文館、1972年、287頁。
- 6) 嘉納治五郎「柔道一斑並ニ其教育上ノ価値」、『大日本教育会雑誌』No. 87、明治
22年、447頁。
- 7) T. Lindsay and J. Kano, “Jiujutsu,” *Transactions of the Asiatic Society of
Japan*, 1888, p. 192. 拙訳、『岐阜経済大学論集』第16巻第3号、1982年9月、
243頁。
- 8) Hisashi Kajitani, Some Consideration “From Hōki to Oki” by Lafcadio
Hearn, 『島根大学論集』昭和35年、15頁。
- 9) L. Hearn, “JIUJUTSU,” *Out of the East*, 1895, Reprinted by Yushodo Book-
sellers Ltd., 1981, p. 234.
- 10) B. H. Chamberlain, *THINGS JAPANESE*, 1891, p. 464. 高梨健吉訳『日本事
物誌』平凡社、昭和51年、310頁。
- 11) L. Hearn, *op. cit.*, pp. 186-87. 平井呈一訳『東の国から・心』恒文社、1975年、
201頁。
- 12) 小田常胤『柔道大観』上巻、井田書店、昭和4年、8頁参照。
- 13) 金井清一訳『古事記』ほるぶ出版、昭和62年、210頁。
- 14) 坂本太郎『日本古典文学大系』67、岩波書店、昭和45年、267頁。

- 14) 『和歌森太郎著作集』第15巻，弘文堂，昭和57年，5頁。
- 15) 西尾光一『古今著聞集』上，新潮社，昭和58年，453頁。
- 16) 『日本文学大系』第15巻，国民図書，昭和3年，745頁。
- 17) 同上書，744頁。
- 18) 同上書，744—45頁。
- 19) 下川潮『剣道の発達』大日本武徳会，昭和6年，113頁参照。
- 20) 島名誠「柔道の創始に関する研究」，『体育研究』第7号，昭和48年，26頁参照。
- 21) 日夏繁高『本朝武芸小伝』享保元年。
- 22) 老松信一『日本武道大系』第6巻，同朋舎，1982年，8—13頁参照。
- 23) 嘉納治五郎，前掲書，448頁。
- 24) 『紀効新書』は，明代の威繼光^{セキエイコウ}が万暦12（1584）年に刊行した書物で，14巻よりなっている。このなかの手足篇に，槍，鉞，牌，射，拳などの武術が解説されている。その後，この『紀効新書』は，明の天啓元（1621）年に茅元儀^{モウゲンギ}の著『武備志』に転載された。この書籍は，240巻からなり，弓，弩，劍，刀，槍，棍，拳などの武術が解説されている（松田隆智『図説中国武術史』新人物往来社，昭和53年，27—29，39頁参照）。
- 25) 日夏繁高，前掲書。
- 26) 岡田啓・野口直直『尾張名所図会』明治13年。
- 27) 『古事類苑』武技部17，吉川弘文館，1004—1005頁。
- 28) 小柳可気太『先哲叢談』春陽堂，昭和11年，31—32頁。
- 29) 岡田啓・野口直直，前掲書。
- 30) 現在，陳元贊のお墓は，名古屋市千種区の平和公園内にある建中寺墓地にある。石碑は，風化していて戒名の判読が難しいが，「大明国武林既白山陳広学元贊」と読める。『尾張名所図会』の記載と順序が少し違っている。
- 31) 小松原壽『陳元贊の研究』雄山閣，昭和37年。
- 32) 同上書，101頁。
- 33) 同上書，36—38頁参照。
- 34) 井沢長秀「武士訓」，『武士道全書』第4巻，時代社，昭和18年，273—74頁。
- 35) 拙稿「嘉納治五郎の柔道観」(1)，『岐阜経済大学論集』第5巻第3号，1972年3月，240頁参照。
- 36) 喜多村信節『嬉遊笑覧』上巻，名著刊行会，昭和54年，474頁。
- 37) 筆者は，小松原壽氏の学説，すなわち陳元贊の来日は元和5（1619）年で，江戸入府は寛永2（1625）年説にしたがって，論をすすめていく。
- 38) 下川潮，前掲書，112頁。

- 39) 渡辺一郎『武道の名著』東京コピイ出版部，昭和54年，129頁。
- 40) 嘉納治五郎，前掲書，448頁。
- 41) 『竹内流』日貿出版社，昭和54年，41頁。
- 42) 下川潮「陳元賛と柔道の始祖」，『史林』第6巻第2号，214頁参照。
- 43) 今村嘉雄『日本武道大系』第1巻，同朋社，1982年，217—18頁。
- 44) 今村嘉雄『日本武道全集』第5巻，人物往来社，昭和41年，14頁。
- 45) 老松信一，前掲書，152頁。
- 46) 前掲拙稿「嘉納治五郎の柔道観」(1)，232頁。
- 47) 『古事類苑』前掲書，1005頁。
- 48)49) 児玉幸多『図説日本文化史大系』第9巻，小学館，昭和33年，35頁参照。
- 50) 前掲拙訳，248頁。
- 51) 嘉納治五郎，前掲書，449頁。
- 52) 『和歌森太郎著作集』前掲書，4—5頁。
- 53) 宮本氏は，この赤っぽい巨樹は靈力のある植物とされている槻の木であろうという。この木に4羽の黒ぐろとした小禽がとまっているが，この鳥は，韓国で今も吉鳥と考えられている鶺鴒のことであろうと述べている（宮本徳蔵『力士漂泊』小沢書店，昭和60年，8頁参照）。
- 54) 이흥중『한국유도사』漢江文化社，1984年，197頁。
- 55) 曾麗卿訳『中国古代のスポーツ』ベースボール・マガジン社，1985年，73—74頁参照。
- 56) 이흥중，前掲書，191頁。
- 57) 大韓体育会，前掲書，224頁。
- 58) 同上書，409頁。
- 59) 李奎珩『跆拳道』成美堂，昭和58年，15頁。
- 60) 曾麗卿訳，前掲書，68—71頁。
- 61) 呈才（정재）とは，宮中の宴会でなされる踊りの歌のことである。
- 62) 安自山『朝鮮武士英雄伝』盛文堂，1947年，62頁。
- 63) 이흥중，前掲書，191頁。
- 64) 前注24) を参照されたい。
- 65) 松田隆智，前掲書，75頁参照。沈雨晟『実技解題・武芸図譜通志』東文選，1987年，350—51頁参照。
- 66) 兪宗于『OLYMPIC 스포츠』日新出版社，1985年，158頁。
- 67) 高柳光寿・竹内理三編『角川日本史辞典』昭和49年，849頁。
- 68) 朝鮮学会『朝鮮学報』第29輯，昭和38年，80頁。
- 69) 同上書，第26輯，131頁参照。

- 70) 朝鮮通信使の記録である『海槎録』以下の書籍の訳は、若松実氏によって「日朝協会」より発行されている。
- 71) 老松信一，前掲書，454 頁。
- 72) 嘉納履正『講道館柔道』講談社，昭和 48 年，3 頁。
- 73) 이궁세 『체육』 금성출판사，1981，141 頁。